風の子保育園・あすなろの家・ともの家

福祉情報を発信します

No **多**平成 29 年 3 月 20 日

静岡市清水区山原 871-2 Tel 054-363-2046

能人容取忍て惡息

ボランティアグループによる

あすなろの家設立の原動力となった市民団体「あすなろの家をつくる会」は、施設設立の後、借入金の返済に力を注ぎながら、地域の方が集える場として食事処・和(なごみ)を、ボランティアで運営されています。 みめて自己紹介いただきました

気楽に寄り合う地域の食事処

和なごみ茶屋

あすなろの家 の近所にあり ます。お気軽に お立寄りく ださい。 っ

あすな ろの家

山原自 治会館



ーあすなろの家の 応援団として―

地域の方が集える場所に

「いきいきセンターあすなろ」は、あすなろのボランティアに携わっていた方が中心になり、地域の方が気楽によれる場所にしたいと活動をはじめました。地域のお年寄りに教えててもらった「布ぞうり」講習会、古い着物を

使った作務衣の講習会等を行なうなかで、「もったいない」や「助け合い」をモットーに、不要になった古着や日用品を寄付していただき、必要な人に買ってもらう事をはじめました。

その後、保育園や学校給食に関わり定年退職を迎えた方がスタッフに加わり「和茶屋」がスタートしました。

昼食を提供する事でより多くの方に寄って いただけるようになりました。

「和茶屋」には、地域の方をはじめ、あすな

ろのボランティア帰り の方が寄ってくれたり、 食事をしながらの会事をいがけないます。 思いがけないます。 最近は地元山原のいる でんでん体操」の 方々が体操の後の「和」 の昼食を楽しみにして くれています。



それぞれの得意分野でいきいきセンターあすなろも

「和」のスタッフだけでなく、いろいろな方に得意な分野で協力してもらっています。

「ヘチマ化粧水」、「廃油石鹸」、「ごきぶり団子」づくり、「布ぞうり」は、今は二人の方が希望者に教えながら、毎週火曜日に販売する布ぞうりを作ってくれています。

昨年からは、洋裁の好きな方々で「和(なご やか)手芸の会」がスタートしました。

趣味を活かして販売できる物を作りたいと、 今までに二回の販売会を行いました。会員の 中には、病気を抱えた方もいますが、展示販売 会にむけ10年越しのパッチワークの作品を完 成させることが出来たと大変喜んでいました。

ケアマネさんの介護ミニ講演会も あすなろの家を身近に

頑張っている職員さんにも協力したいと、 希望者に昼食の配達をしています。

毎週火曜日に行なわれている、ケアマネさんの介護ミニ講演会は、6年になりました。ケア



マネさんは大変だと思いますが、お客さま、スタッフも身近に「あすなろの家」を感じることができ有意義です。

また、寄せていただいた古着の中から、ウエスを作り「あすなろの家」に提供もしています。

スタッフの平均年齢 70 才

最近は「いつまで出来るかね?」が口癖になりつつありますが、誰かの役に立っている思いと、いろんな方との出会いや社会との関わりは、かけがえのないものです。

また、「和茶屋」は現在、火、木の週二日の営業です。それ以外の日を有効利用して頂ける方がいましたら、是非利用して頂きたいと思います。

現在バザーのメインは、ともの商品の30円引き。 4時からこね始め、焼き上げたパン350個は、30分もしないうち

に完売しました。 保護者さんも、バザー用品や焼き そば、おこわ、野菜、手作り品等々 の準備から当日の販売まで、力を振 り絞って、手伝って下さいます。当



風の子保育園 22名が卒園 新たに22名が入園

3月28日にみかん組園児 22名の卒園式を行います。

一部は式典で、卒園証書をも

らい、「大きくなったら何になりたいか」を 一人一言づつ言います。二部は5歳児の劇で す。今年度は「象のエルマー」を行います。

小学校にむけて子どもひとりひとりの成長 の確かめでもあります。お客さんを前に大き な声で言える自分、演じることが楽しいと感 じられる充実感を胸に卒園していきます。

入園式は4月4日、新入園児 22 名を迎え て行います。

保育の責任は静岡市!

契約当事者も静岡市

児童福祉法第24条 第1項 市町村は、~ 当該児童を<u>保育所</u> において保育しなければならない。

張しました。



それなのに、委託先の風の子保育園に「**同意書を徴すること**」を指示?

児童福祉法 24条 1 項で

保育責任は自治体にあることを規定

平成 28 年度に始まった子育て支援新システムは、利用者との直接契約で利用する「こども園」などの施設を創設したが、国民の声で児童福祉法 24 条 1 項(「市町村は、~保育所において保育しなければならない」)は復活し、自治体の保育責任は維持されました。

この「自治体の保育責任」を委託によって担うのが「保育所」です。

「**〜運営に関する基準を定める条例」で**「〜利用者の同意を得なければならない」と規定

新しい制度発足に伴って、子ども園などの「~運営に関する基準を定める」条例が制定されましたが、保育所もその中に括られ、「~利用者の同意を得なければならない」と規定されました。

風の子保育園は説明会で了解を

風の子保育園は、これまでも利用者に保育 方針や内容について丁寧に説明し、了解をい ただいてきました。

条例で同意書を取ることが求められている わけでもないので、これまでと同じように、 入所説明会で説明し了解を得、この参加者名 簿をもって同意を得たとし、市にその旨を繰 り返し伝えてきました。

静岡市は「同意書」の徴取を指示

しかし、静岡市は「実務上、書面で同意書を聴取することとし、同意書を徴するよう指導した」とし、昨年8月の指導監査結果として11月4日の文書指摘事項として、「同意書を徴すること」としています。

静岡市に懇談を申し入れ 1月24日に法人と懇談

懇談では、法人は、条例第5 条は同意を求めているだけであって、文書による「同意書」の取り付けを求めていないこと、あえて文書にこだわるのはそれは契約の一環であり、同意書のあて先は保育責任を持ち、契約主体でもある静岡市ではないかと主

また、これは児童福祉法からも保育制度の 根幹に関わる問題であることを指摘しました。

「条例」は文書を求めていない

静岡市は、条例は文書による同意を求めていないこと、文書による同意を義務づけていない自治体があることは認めましたが、静岡市としては文書による同意書の徴取をお願いし、他の全ての保育所では了解いただいたが、風の子だけ同意書を取っておらず、同意を得たことを確認するものがなかったので、文書指導としたと説明。

「同意書」にこだわらず **同意方法は見直すことで合意**

懇談の中で静岡市は、法人の意見を受け、 同意を得た痕跡を残せば、同意の方法につい ては今後議論の余地はあることを明言され、 法人としても、より明確にする工夫をする必 要は認め、お互いに見直しを検討した上で、 改めて話し合うことで合意しました。

同意書の徴取ではなく 説明会参加確認書にサインでOK

懇談後、保育園としての対応を改めて話し合い、同意書ではなく、従来の説明会参加者 名簿に自筆でサインいただく様式を作成、市 に提案し、了解をいただきました。

社会福祉法改定による **定款変更についてのおしらせ**

これまでも法人だより紙上で社会福祉法が 改正されることと、その問題点などについて 指摘をしてまいりましたが、4月1日からの 本格適用を前にやっと定款変更のめどがつき ました。

これは昨年春から法律施行日は決まっていたにもかかわらず、また今回の法改正の中心が法人制度改革であるにもかかわらず、その中核をなす社会福祉法人の組織の在り方を決定する定款変更の具体例が明らかにされなかったことによるものです。

1/26 評議員会で定款変更を決定 経営組織・体制の見直し

当法人は前もって一定の準備はしておりましたので定款準則の明示を受けて、去る1月26日に開催された理事会・評議員会で改正社会福祉法に則った定款変更を決定いたしました。

変更の主要な内容は、新たに評議員選任解任委員会が設置されること、監事の理事会出席が必須要件になったこと、評議員会が議決機関になるとともに就任資格についても法人役員・施設関係者の就任ができなくなるなど資格要件が厳しくなったこと、理事会が執行機関として位置づけられたことなどが組織上の主要な変更内容になっています。

地域貢献事業の押しつけも 一詳しくは次号で一

そのほかにも地域貢献事業のおしつけなど

の内容も盛り込まれておりますが、細かな内容につきましてはホームページ上で閲覧可能になっていますのでぜひご一読願います。

今後この改正に基づいて新たな評議員の選任と監事・理事などの構成が進められてまいります。

それらの内容につきましては次号の「法人 だより」でお知らせしてまいります。

あすなろの家。完イサービス 誕生日の耳×1和み

デイサービスでは、こちらからの一方 的なお祝いではなく、ご利用者の「願 い・思い」を探して、それに近いかた ちでお誕生日の取り組みを、ひとりひ とりに提供しています。

その日だけのものではなく、ご利用者にとって目標作りなど、生きる意欲につながるような、自立支援のきっかけになってくれればと考えています。



あすなろの家 家族会の講演会

93歳の憲法学者が熱く語る

介護•健康•平和

日時 4月16日(日) 午後1時30分 会場 あすなろの家 地域交流室

どなたでも参加できます。お気軽にお出かけください。なお、準備の都合、事前に参加申込みいただけると幸いです。

(連絡先:あすなろの家・千葉 054-363-2046)

^{お話する方} **畑田 重夫さん**

●京都生まれ、国際政治学者、平和運動家、東大法学部卒業後旧内務省を経て、名古屋大学助教授を務める。以後は、労働者教育協会会長や勤労者通信大学学長、東京都知事選候補者などを歴任。●2012年にあすなろの家ケアハウスに転居し、現在も平和や労働運動に関する講演を全国各地で行っている。●著書に「わが憲法人生70年」「畑田重夫の卒寿の健康力」など多数